

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県三郷市彦沢三丁目四十四番一の一部、四十四番二の一部、四十五番一の一部、四十五番二の一部、五十一番三の一部、八十四番二の一部、百三十二番二の一部、百六十六番の一部、百六十九番二の一部、百七十一番三の一部、百七十三番二の一部、百八十六番二の一部及び百八十八番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第九号に該当する区域
別図のとおり（一の区域と同じ）

別図

